明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一**）　一

〔省　令〕

○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（**総務**九八）　二

○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**外務**一四）　九

○国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**同**一五）　二

○文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学**三六）　三

○文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（**同**三七）　四

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一六一、一六四）　一四

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一六二）　豎

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（**同**一六三）　豎

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働・国土交通一**）　豎

〔告　示〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁二一**）　五九

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**四六）　六〇

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**四七）　六三

○地方公務員等共済組合法第百十二条第六項に規定する地方公務員共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の全部を改正する件（**総務**四三五）　六四

○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**四六七）　六六

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**厚生労働**三四〇）　八六

○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**一九六九）　八七

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇六

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一〇七

会社その他
会社決算公告　一〇九

府令・省令

○**内閣府、総務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号**

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤**信**太郎